

評価協会規約及び倫理憲章に基づく会員登録住宅性能評価機関の情報開示

|                           |                        |                                                                                                                         |
|---------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 評価実績                      |                        | <a href="#">機関別 住宅性能評価業務状況</a>                                                                                          |
| 登録を行っている評価員の人数            |                        | 4名                                                                                                                      |
| 評価の業務を行う部門の専任の管理者名        |                        | 安西正善                                                                                                                    |
| 登録を行った年月日                 |                        | 2012年6月5日                                                                                                               |
| 規則第17条で定める<br>掲示の記載<br>事項 | 登 録 区 分                | 住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第2項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第9条第一号から第三号までに定める区分                     |
|                           | 登 録 番 号                | 国土交通省 関東地方整備局長 第30号                                                                                                     |
|                           | 登 録 有 効 期 間            | 2022年6月5日 から 2027年6月4日 まで                                                                                               |
|                           | 機 関 名 称 及 び<br>代 表 者 名 | 日本建物評価機構 株式会社<br>安西正善                                                                                                   |
|                           | 主 たる 事 務 所<br>所 在 地    | 東京都中央区日本橋三丁目8番16号<br>電話番号 03 (5542) 1720                                                                                |
|                           | 実施する住宅性能評価<br>の 種 類    | 設計住宅性能評価<br>建設住宅性能評価（新築住宅）<br>建設住宅性能評価（既存住宅）                                                                            |
|                           | 住宅性能評価を行う<br>住 宅 の 種 類 | 一、 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号) 第三条第一項第二号から第四号までに掲げる建築物である住宅<br>二、 建築士法第三条の二第一項各号に掲げる建築物である住宅（前号に掲げる住宅を除く。）<br>三、 前二号に掲げる住宅以外の住宅 |
|                           | 業 務 を 行 う 区 域          | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県及び長野県の全域                                                                      |
|                           | 確 認 を 行 う<br>住 宅 の 種 類 | 一、 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号) 第三条第一項第二号から第四号までに掲げる建築物である住宅<br>二、 建築士法第三条の二第一項各号に掲げる建築物である住宅（前号に掲げる住宅を除く。）<br>三、 前二号に掲げる住宅以外の住宅 |
|                           | 確 認 を 行 う 区 域          | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県及び長野県の全域                                                                      |